福井県警察速度管理指針

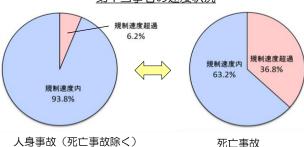
令和2年11月

福井県における総合的な速度管理の必要性

規制速度を超過した交通事故の発生状況

人身事故(死亡事故を除く)の第1当事者では、規 制速度を超過していたのは1割未満であるのに対し、 死亡事故の第1当事者では、約4割が規制速度を超過 している。

第1当事者の速度状況



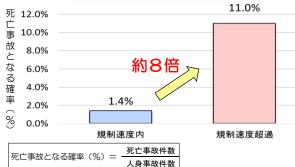
死亡事故

規制速度の遵守による被害の軽減

※人身事故:交通事故により人の死傷があったもの

第1当事者が規制速度を超過した人身事故では、規制 速度内の人身事故と比べて、死亡事故となる確率が約8 倍である。

規制速度と死亡事故となる確率

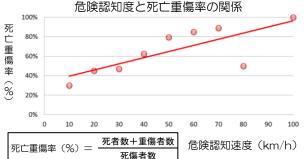


人身事故件数

走行速度と交通事故等の関係

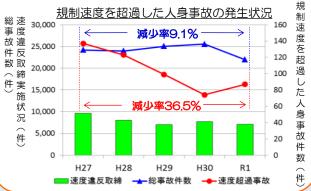
車両対歩行者の人身事故において危険認知速度(事 故直前速度)が高いほど、死亡重傷率が高く、危険認 知速度が30km/hを超えると死亡重傷率は5割以上 となる。

車両対歩行者の人身事故における



交通指導取締り等の交通事故抑止効果

総事故件数が横ばい(微減)で推移する中、速度取 締りの実施水準を維持した結果、規制速度を超過した 人身事故は、約4割減少した。



福井県警察における総合的な速度管理の内容

ſ.				
		生活道路	幹線道路	市街地
	特徴	○死亡事故(第1当事者)の危険認知速度は、全てが30km/hを超えている。○人身事故(第1当時者)の危険認知速度は、約4割が30km/hを超過している。	○死亡事故(第1当時者)の半数以上が規制 速度を超過している。○車両単独の死亡事故(第1当事者)の約8 割が規制速度を超過している。	○死亡事故(第1当事者)の約4割が規制速度を超過している。 ○規制速度を超過している人身事故(第1当事者)の割合は、昼間と比べ夜間は2倍以上となっている。
	目標	○通行車両の速度抑制、流入抑制○道路利用者の安全意識向上	○規制速度の遵守○円滑な道路交通の確保	○規制速度の遵守 ○夜間における安全な道路交通の確保
	施策	○可搬式自動速度取締り装置を活用した速度 違反取締り○運転者教育、広報啓発等の実施○ゾーン30等による面的な速度規制	○速度違反取締り ○パトカー、白バイによる警戒活動 ○円滑な交通に配意した速度規制	○運転者教育、広報啓発等の実施 ○夜間の重点的な速度違反取締り
	路線地域	指導取締り、運転者教育、広報啓発等を実施する地域の例は、以下のとおり 〇福井市(社商工団地) 〇鯖江市(柳町2丁目、4丁目)	重点的な速度違反取締り等を実施する路線の例は、以下のとおり 〇北陸自動車道 〇国道8号、27号	運転者教育、広報啓発、夜間の速度取締りを 重点的に実施する地域の例は、以下のとおり 〇福井市 〇越前市、鯖江市

- ※ 福井県警察速度管理指針は、過去5年間(平成27年~令和元年)のデータに基づき作成しています。
- * 原動機付き自転車以上の事故を対象とし、一般交通の用に供する道路、私道等の事故、列車事故を除いています。
- * 生活道路とは、市街地で、かつ車道幅員5.5m未満の道路を対象としてしています。
- 第1当時者とは、過失(違反)がより重いか、又は過失(違反)が同程度の場合には、被害がより小さい方の当時者をいいます。